

時・平成17年2月23日
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第8回企画部会議事録

水産庁

1．開会及び閉会日時

開会 平成17年2月23日 午前10時00分

閉会 平成17年2月23日 午前11時20分

2．出席委員

井上繁 小野征一郎 今野由梨 西橋久美子 野村一正
宮原邦之

3．農林水産省側出席者

弓削水産庁次長 竹谷資源管理部長 中前増殖推進部長
武田管理課長 井貫研究指導課長 長尾栽培養殖課長

4．議 事

別紙のとおり

別紙

目 次

1 開 会

2 諮 問

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(案)について

3 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(案)について

(1) 説明

(2) 審議

(3) 答申

4 そ の 他

5 閉 会

1 . 開 会

長尾栽培養殖課長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから水産政策審議会第8回企画部会を開催させていただきます。

私は事務局を担当しております水産庁栽培養殖課長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。

まず昨年、9月1日付で水産政策審議会の委員の交代がございましたので、御紹介申し上げます。

菅原昭委員が願いにより委員を退任されました。その後任として、全漁連代表専務理事の宮原邦之氏が任命されました。

宮原委員を御紹介申し上げます。

宮原委員 宮原でございます。よろしくお願いいたします。

長尾栽培養殖課長 続きまして、出席している水産庁の幹部を紹介させていただきます。

まず、弓削水産庁次長でございます。

弓削水産庁次長 次長の弓削です。

長尾栽培養殖課長 続きまして、竹谷資源管理部長でございます。

竹谷資源管理部長 資源管理部長の竹谷でございます。

長尾栽培養殖課長 増殖推進部長の中前でございます。

中前増殖推進部長 中前でございます。

長尾栽培養殖課長 管理課長の武田でございます。

武田管理課長 武田でございます。

長尾栽培養殖課長 研究指導課長の井貫でございます。

井貫研究指導課長 井貫でございます。

長尾裁培養殖課長 私どもは以上でございます。

次に、委員の方の御出席の状況でございます。

委員6名のうち、全委員の方が御出席いただいております。よって、水産審議会令第8条第1項の規定により企画部会は成立ということでございます。

続きまして、お手元の配付資料の御確認をさせていただきたいと思っております。

まず1枚目に「議事次第」という1枚の紙がございます。それから座席表がついております。そして、その次に企画部会の委員の方々の名簿です。これ以降が今回の資料ということで、まず資料の一覧に続きまして、資料1、これが諮問の本文、諮問文です。資料2が諮問の内容です。基本方針の案ということでございます。続きまして、資料3以降が基本方針の参考資料ということで、3の(1)ということで策定スケジュール、1枚めくっていただきますと検討委員の名簿でございます。続きまして、3の(2)ということで基本方針の概要でございます。それから資料3の(3) 横長の資料ですけれども、現在の第4次基本方針、それから今回お諮りしている第5次方針案の対照表でございます。最後に1枚紙ですが、これまでの基本方針の推移についての1枚の資料でございます。

資料は以上でございますが、もし不都合があれば事務局にお申し出いただければと思います。

それでは、以後の進行につきまして、企画部会長の小野先生にお願いいたしたいと思っております。

小野部会長 本日は皆様、お忙しいところを早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。これから本日の議事に入りたいと思っております。

本日はそこにありますように、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(案)」につきまして御審議をいただくことになっております。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会令第6条第6項の規定によりまして、当部会、この企画部会の議決をもって審議会の議決となります。

それでは、御諮問させていただきたいと思っております。

2. 諮 問

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(案)について

長尾裁培養殖課長 それでは、資料1をごらんさせていただきたいと思っております。

諮問文を朗読させていただきます。

16 水推第 950 号

平成 17 年 2 月 23 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎殿

農林水産大臣 島村 宜伸

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成
に関する基本方針（案）について（諮問第 80 号）

沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、別添の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

3. 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物
の育成に関する基本方針（案）について

（1）説 明

小野部会長 それでは、ただいまから御諮問のありました件につきまして、御審議をお願いしたいと思います。

諮問案の説明を事務局からまずお願いいたします。

長尾栽培養殖課長 それでは、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）」について御説明申し上げます。

資料をいろいろお配りしておりますが、お手元の資料ということで、今回お諮りしている基本方針案でございます。これが方針の本体でございます。

資料 3 の（1）から（4）が参考資料ということでございますけれども、まず資料 3（1）が今回の基本方針策定に係るスケジュール、昨年 4 月以降、専門の先生方の検討会ということで検討いただいております、それから 11 月には都道府県に意見照会、今年 1 月からは一般の方に私どもの農水省のホームページを通して意見を募集いたしております。その結果を受けて今回お諮りしている案を作成してきておまして、本日の水産政策審議会企画部会での御審議をお願いしているところでございます。

1 枚めくっていただきまして資料 3（1）- 2 ということで、検討いただいた専門委員の 12 名の方々の名簿でございます。漁業関係者、それから遊漁の関係者、あるいは都道府県の関係者、学識経験者、あるいは一般の方というような形で参加をいただいております。

3 の（2）が、基本方針は非常に長い文章でございますけれども、その概要をまとめたものが「基本方針概要（案）」ということで、資料 3（2）でございます。資料 3（3）が対照表ということでございまして、主に資料 3（2）の 2 枚に整理いたしました「基本方針概要（案）」、この資料に基づいて概要を御説明させていただきたいと思っております。また必要に応じて本体等も御参照いただければと思います。

まず基本方針の策定ということでございますけれども、これは農林水産大臣は沿岸漁場の生産力の増進に資するため、沿岸漁場整備開発法、いわゆる「沿整法」と申しておりますけれども、この沿整法に基づきまして、水産政策審議会の意見を聞いて、栽培漁業の基本方針を定めることとされております。

この基本方針につきまして、沿整法の規定によりまして、まず 1 番目として基本的な指

針及び指標、第2として技術の開発に関する事項、第3としてその他の重要事項という3つの事項からなっております、概ね5年を1期として定めることとされております。

これまで基本方針の概要、資料の一番最後の一枚紙、資料3(4)ということでお示ししておりますけれども、第1次方針につきましては昭和59年から昭和62年の4年間、それから第2次方針につきましては昭和63年から平成5年の6年間、第3次方針につきましては平成6年から平成11年の6年間、現行、第4次方針につきましては平成12年から平成16年ということで策定・公表されてまいりました。今回お諮りしている第5次基本方針案はこの平成21年を目標年度として策定・公表したいと考えております。

また、これは私ども国の方の基本方針でございますけれども、沿整法の第7条の規定によりまして、都道府県は国が定める基本方針に調和した水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画、これをいわゆる「基本計画」と私どもは通称しておりますけれども、基本計画を定めることとされております。こうした国の基本方針と都道府県の基本計画の策定により、計画的な栽培漁業の推進に努めることとされております。

それでは、また資料が戻って恐縮ですが、資料3(2)に即して、今回の案の概要について御説明申し上げます。

まず、「前文」ということで、最近の情勢について述べております。近年、環境や生態系の保全に配慮した漁業の展開による水産資源の持続的利用ということが世界的にも潮流となっております、諸外国においても水産資源を人為的に回復・維持できる栽培漁業への関心が高まってきております。そのために、放流効果の実証と生態系への影響の把握、こうしたことが国際的にも大きな課題となっておりますけれども、我が国は先進的な技術や成果を持っておりまして、こうした我が国がリーダーシップをとりながら問題を解決し、栽培漁業を推進していく必要があるという認識を示しております。

一方、国内に目を転じますと、我が国の水産資源は総じて低位に推移しておりまして、「水産物の安定供給の確保」、それから「水産業の健全な発展」を基本理念とする「水産基本法」が制定され、国は水産動物の種苗の生産及び放流を推進し、さらに漁業者の方は基本理念の実現に主体的に努めるとともに、遊漁者等の関係者も協力するということが法律上も規定されております。またこの法律に基づき策定された「水産基本計画」では、水産動植物の増殖について、生態系への影響に配慮しつつ、種苗生産技術の開発、コストの低減等により、種苗生産及び放流を推進するとともに、受益者による適切な費用負担の実現を図ることが打ち出されたところでございます。

こうした状況を受けまして、私ども、前回の第4次基本方針で「責任ある栽培漁業」という考え方を初めて打ち出したわけですが、この考えを一層進めていくことが求められているというふうに考えております。

そのための課題といたしまして、放流効果を適切に把握するための標識及び調査手法等の基礎的な課題、生態系及び遺伝的多様性等に対する影響の検証等の技術的課題及び適切な費用負担等の推進体制に係る課題があるというふうに考えております。

こうした課題に対応するために、以下に書いております支援を定めることで栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するというところで前文でうたっているところでございます。

続きまして、「第1 基本的な指針及び指標」ということで、これが第1の事項でございます。

ここでは「責任ある栽培漁業」、その推進のために、放流計画の策定や種苗の生産、放流等に当たって、以下の(1)から(7)にございます7つ項目の実施に努めるように求めています。

まず(1)、これは栽培漁業の合理性の検討ということでございます。社会経済的な要請や生態系への配慮等を行い、栽培漁業の適否をあらかじめ検討するとともに、資源回復計画、あるいは地域の実情等を踏まえて栽培漁業対象種の重点化を図るというものです。

(2)では、対象資源に応じた放流計画の策定を求めています。この中で、まだい等県境を越えて移動する種について、関係都道府県が広域な協議会等を組織すること。それから、あわび等の地域的な種では、各地域の協議会を組織して、こうした協議会において放流計画を策定いただくというわけですが、その中で環境収容力といったものを考慮して、過去最大の漁獲量又は資源量、そういった際の加入量を目指すというような、適正な放流量を計画をしていただくという考えでございます。

(3)は効率化に関する項目でございます。疾病の防止のため日常の飼育管理の徹底、あるいは種苗の質的な向上を図るとともに、生産技術の安定化、あるいはこれを平易化すること、さらに経費低減に努めるよう求めているところでございます。

(4)は生態系への配慮でございます。生態系の問題としまして、放流魚による天然魚との置換えの問題、あるいは遺伝的な多様性の確保の問題、あるいは系群への影響、そういったことに配慮して、国、独立行政法人水産総合研究センター、都道府県等が検討を行い、指導するように求めています。

(5)は、これは放流効果の実証についての項目でございます。放流後の減耗が最少となるような水域、時期、サイズ、数量等による放流を実施することによる放流効果の実証効果を上げるということに努めるとともに、仮に効果が認められない場合には種苗放流を中断し、計画全体を再検討するといったことを求めています。

(6)これは今回の方針においても充実させたいと考えている点でございます。資源管理の促進に係る項目でございます。種苗放流を実施する水域においては、これは放流魚ではなくて天然魚を含めて生息するわけで、天然魚を含めた適切な資源管理を図ることが必要である。このために、関係漁業者や、あるいは遊漁者等の関係漁業者に可能な限り計画段階から参加いただいて、漁業管理や調査等において連携をし、漁場利用協定や保護水面制度等、いろいろな制度がございますので、そういった制度も活用し、資源回復計画との連携、あるいはその海域で行っております水産基盤整備事業により藻場、干潟の整備等を行っているわけですが、そうした整備された藻場、干潟等も活用しながら、栽培漁業の効率的な展開に努めることを求めています。

(7)としまして、費用負担の問題でございます。これは費用対効果、あるいは資源量の増加が確保されるような計画的な放流を実施することが重要だと考えておりますけれども、さらに放流効果を適切に把握することで適切な費用負担の具体的な検討が進むと考えております。こうした適切な費用負担のもとで栽培漁業の継続的な実施体制の確立に努め、さらに栽培漁業が持っている役割というのが水産物の安定供給や、あるいは都市と農村との交流の促進、資源回復による生態系の保全等の効果といった側面、そういった広域的な側面もあると考えております。こうした面の普及も図るべきということを記述してございます。

続きまして、「第2」ということで、「技術の開発に関する事項」でございます。

ここでは5項目うたっておりますけれども、(1)といたしまして、新規対象種について、これは放流効果が得られると判断した種に関して種苗生産の技術開発を行うというような新規の技術開発を行う際の手順を記述してございます。技術開発が困難な種や、あるいは国際的に重要な漁業資源、あるいはうみがめ等の希少種について、これは水研センターが技術開発を進めるといった必要があると考えております。

(2)は量産可能種でございます。技術的に量産が可能となった種については、種苗のさらなる質的な向上、生産コストの低減、放流効果実証のために必要な標識法等に係る技術開発に努める。あわせて、種苗を量産するというところで、天然魚への疾病伝播、これが万が一にもあってはいけないということで、国や水研センター、都道府県は連携をして対応する。医薬品開発等の協力も含めて対応するよう求めております。

(3)につきまして、これは養殖魚への技術移転により、そういったことも通じて、栽培漁業によって得られた成果を有効活用すべきという記述でございます。

(4)これはいわゆる遺伝子の直接操作による新品種の問題等でございますけれども、これは法律に基づいて規制をしているところでございます。いわゆるバイオテックといいますか、三倍体等のそういった新品種の放流について、これは天然界への放流ということで、原則的に行わないということを記述してございます。

それから、(5)は外来生物の問題でございます。これは昨今、外来種被害防止法といった法律も制定されましたけれども、栽培漁業につきまして、これはその天然の海域における資源を増大しようという趣旨でございますので、外来生物の放流は栽培漁業については当面の間、行わないということで、前回、第4次の方針をより明確化しているところでございます。

第3番目の項目として、「その他重要事項」ということでございます。

ここでは国、それから水研センター、都道府県、それから全国豊かな海づくり推進協会等の組織間の連携と役割を記述してございます。海づくり協会につきまして、都道府県を超える種苗等の情報交換、調整、体制整備等を行い、栽培漁業の振興を図るとともに、一般国民への情報提供等が期待されているところでございます。

それから、漁業関係者のみではなくて、新たに遊漁関係者等も放流効果実証の協力をお願いしております。

それから、この基本方針の最後に、方針の本体にございますけれども、主要な水産動物の種苗放流数量の実績と見通しということを最後に表の形でお示ししております。

資料2の最後の6ページの下段に付表という形で、今後5年間の種苗放流数量の全国の見通しをお示ししております。

申しわけございません。この資料2の6ページの甲殻類のところ誤字が1字ありまして、「魚種」、「甲殻類」、「貝類」とございまして、「水産動物の種類」、「まだい」、「ひらめ」、「くるまえばい」、「がざみ」とございまして、「がざみ」のところの一番右側の備考欄に「前甲幅」となっておりますが、「全甲幅」でございます。訂正させていただければと思います。失礼いたしました。

以上、基本方針案の概要について御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

小野部会長 ありがとうございます。

(2) 審 議

小野部会長 それでは、議論に入りたいと思います。

御意見、御質問がありましたら。

宮原委員。

宮原委員 私は栽培漁業のあり方検討会の委員でもあったので、ここで申し上げるのはいかがかと思ったのですけれども、「活発な御議論をお願いします」というお手紙もありましたので、言わせていただきます。

その検討会でも申し上げたのですけれども、2ページ目のところの費用負担のところなのですが、ここにやはり国等の負担ということが明記されるべきではないかということと、もう一つは遊漁者の問題があるわけなのです。このことがかなり検討会でも議論になりましたので、もう最終的なところでございますので余りゴタゴタ申し上げるつもりはございませんが、もう少しこの辺の表現をしていただいたらどうかと思います。

それから、文言の関係でございますが、第2の「技術の開発に関する事項」のところの(5)で「栽培漁業への外来生物の導入は、当面の間」というのは、私ども、「当面の間」というよりも、「当分の間」というのはよくなっているのではないのかなと思ったので、ここら辺はいかがかなという質問でございます。

以上です。

小野部会長 最後の語句の点と、それから国の負担、あるいは遊漁者の負担といった問題ですね。

どうぞ。

長尾栽培殖課長 お答え申し上げます。

最後の語句の問題につきましては、この方針自体が向こう5年間を見通しているということで、少なくとも5年間行わないというのが趣旨でございまして、「当分の間」と「当面の間」の間に、そういう意味で実質的な内容は余り違いはないのかなと思っております。

それから、国や遊漁者の役割分担というのは極めて基本的な問題だと思いますけれども、私どもまさに国としてこういう基本方針を定めて栽培漁業を推進していくという意味で、決して国の負担を行わないということではもちろんなくて、国としての役割を果たしていこうということでこの基本方針をお諮りしているわけでございます。具体的な負担といたしましては、都道府県に対する交付金という形でございますけれども、栽培漁業の推進に係る助成措置を講じていくことと、それから独立行政法人の水産総合研究センター、この中に栽培漁業部門がございますけれども、そこに対しては運営費交付金で見るとということで、国としての試験研究、それから都道府県や漁業者が行う栽培漁業への支援ということ、それは引き続きしっかりとこの方針のもとで行いたいというふうに考えております。

それから、遊漁者との役割分担について、これも漁業者の方からいろいろと御意見もいただいております。今回、そういう意味で申しますと、前回に比較しても遊漁者の方の役割を書かせていただいているわけですが、適切な費用分担というのが栽培漁業の推進への重要な課題だと認識しております。そのための課題として放流効果の実証、あるいは

は放流計画の段階から参画することで当事者意識を持って遊漁関係者にも費用負担にまで意識を進めていただくということで、この方針に基づいてその方向に一步步進めていきたいと考えておりますし、予算面でも幾つか先進的な都道府県では遊漁者の方から協力金等で栽培漁業への経費負担を行っていただいた例があるわけですが、そのために必要となる調査等については、この基本方針を承認いただければ、そのもとで都道府県の取り組みを17年度から新たに支援もしてまいりたいと、そのように考えております。

小野部会長 宮原委員。

宮原委員 結構です。

小野部会長 今の遊漁者ですか、あるいは国の負担にも関係してきますが、何か御意見はほかにございませんか。

今野委員 それ以外でもいいですか。

小野部会長 ちょっとすみません、私、余り司会者は意見を言わない方がいいのだと思うのですが、ちょうど出ましたから、遊漁者の問題というのは放流事業だけではなくて、いろいろ関連するセクションも多いのだと思いますが、今、要するに放流したものをすぐ釣るといようなことが一般に行われていますし、それから放流魚を釣っている、遊漁者が利用しているということは、例えば神奈川県とか、まあ固有名詞は挙げなくても、そういう地域というのはたくさんあるわけですから、私は遊漁者はしかるべき負担をするようにどんどん進めていくべきではないかと思っているのですけれども、まあそういう方向はある程度は出ているようですが、もっと積極的にやっていってもいいのではないかと思うのですが。同時に、遊漁者だけではなくて、遊漁船業も関係してきますね。それから、漁業者の中でも遊漁で飯を食っている人はたくさんいるわけですから、天から降ってきたものをただで利用すると言ってしまうかもしれませんが、そういうことというのはもう少し改めていった方がいいのではないかと、これは私の私見ですが、思っています。

今野委員 それはもう取られているのではないですか。

小野部会長 部分的には行われていますけれどもね。

今野委員 あれは部分的なのですか。

小野部会長 部分的だと思います。

今野委員 私はときどきあゆ釣りをするのですけれども、ほとんどの川は取られているというふうに……。

小野部会長 すみません、今は海の話です、私が言ったのは。

今野委員 そうですか、すみません。

小野部会長 この放流はそもそも海でしょう。全体、海の話です。

今野委員 湖ではなくて、海だけ。

小野部会長 そうですね。

弓削水産庁次長 川と海で実は制度が違うのです、遊漁に対する。川の方は入漁料を取っていいことになっているのです、制度上。ですけれども、海はそういう制度は今ありませんので、そういうことになっております。

小野部会長 ほかに今野委員はさっきおっしゃられたことはよろしいのですか。

今野委員 ほかのことですので。

小野部会長 そうですか、では、西橋委員。

西橋委員 私、いつも思うのですけれども、海釣りというのですか、行きますね。そうしますと、小さいお魚がいっぱい打ち上げられているのですね。食べられないような魚というのでしょうか、まだ稚魚というのですか。これは資源的に見てもとてもいけないことではないかというのですか、もったいないことだなと思うのですが、そういった魚の大きさというのですか、成魚しか獲ってはいけないというようなことはないのでしょうか。

長尾栽培養殖課長 基本的には資源の保存なり再生産は非常に重要なので、いろいろ魚種とか地域に応じて体長規制とか、あるいは産卵期を保護するとか、産卵場所を保護するといった、それぞれ地域、魚種の実情に応じた措置がとられております。

中には、例えばしらす干しみたいな稚魚そのものを昔から利用している漁業もありますけれども、ですから一律に稚魚そのものを禁止ということにはなかなかまいらないかと思えますけれども、各魚種の実態に応じて、体長規制等、基本的な資源管理の手段でございまして、その活用をしております。それはより推進していかなければいけない方向だと考えております。

私ども、今回の方針でも、御指摘いただいたように、せっかく稚魚を放流してもこれが地先で獲られてしまうと全く効果も上がりませんし、費用の無駄だ。そういう意味で言いますと、責任ある栽培漁業という中には、当然公費も投入しているわけですから、しっかり効果を上げるということも重要なので、その海域における資源管理との連携がないと効果を上げられないものだと思っております。

それから、資源の管理との連携、例えば具体的には資源回復計画ということで漁業者の方に漁業を休んでいただいたり、あるいは厳しい制限を設けることで魚種の資源の回復を促進しようという取り組みをやっているわけですが、そうしたところで栽培漁業が一体となって展開することで資源の回復を早めるという意味で、まさに資源回復、資源管理と種苗の放流というのは表裏一体のもので行われるべきだというふうに考えておられます。

西橋委員 漁を生業とする人たちにとってはそれはできると思うのですけれども、遊漁者の場合がとても苦慮するのですね。そこまできちんとしていらっしゃる遊漁者はいないのではないかなと思うと、遊漁者に対してはもっと厳しい法律といいますか、何かないのでしょうか。

長尾栽培養殖課長 当然ながら、遊漁者の方とのそういう資源への取り組みと、これはもうあわせて管理しないといけないということだと思えますが、これは栽培漁業の基本方針で、遊漁全体のあり方までを必ずしも論じているわけではないわけですが、栽培漁業の側面から言えば、例えば先ほど会長の方から神奈川県の方もございましたけれども、遊漁者の方がかなりの、漁業者と匹敵するような量を漁獲しているような水域、魚種もございます。そういう場合には、資源の、例えば放流計画を作成する段階から遊漁者の方も参加をいただいて、漁業者の方の行っている規制も尊重しながら遊漁のルールをつくっていくとか、あるいは神奈川の場合ですと釣りをされる方から200円の協力金ということをお願いしているわけですが、そういうことで応分の責任も、負担も行うというような取り組みをなされているわけですが、水域なり、海域の状況に応じて遊漁の方が相当資源を利用している場合には、遊漁の方も含めた資源管理のあり方が当然必要だ。裁

培漁業を進めるときにも、そこは考慮しなければいけない点だというふうに考えております。

西橋委員 そうですね。やはり金銭も大事でしょうけれども、モラルの問題も大きいと思うのですね。よろしくをお願いします。

小野部会長 それでは、今野委員、何かありましたら、すみません。

今野委員 私はどちらかというと今話題になった遊漁者の一人かもしれないと思うのですが、30年ぐらいスキューバダイビングでいろいろな海に潜っておりまして、だからある意味で私は日本の海の定点観測みたいなものを知らず知らずのうちにしてきた立場として、確かに日本の海は本当に変わっていると思いますし、それから今回のようにかつてあったお魚類をもう一回元に戻そうという努力はとても尊いのですけれども、その海の底の方から見ておりますと、例えばある種類の魚を重点的にそうやって人工的に育てようとすると、その周辺の海はやはり生態系が何らかの影響を受けていることは事実で、昔、伊豆周辺の海でそういうことをなさっておりましたが、その周辺の海はもうめっちゃめっちゃに汚れるのですね。もうヘドロの海になってしまいます。ですから、今、私はそこがどうなっているか見たわけではありませんので何とも言えません。それから、もう20何年たっていますから、きっと改善されていると思いますが、そういう配慮ですね。やはり、先ほど御質問したように、海の魚と川とか池の魚と全く縦割りで区別されているように、当然この問題を考える場合には生態系とか環境問題とか一体のものであるはずですし、それからそういう海の新しい工法とか、それに使われる素材とか、その研究開発も随分進んでおりますから、そういうものと本当に深くリンクしながら検討されるべきものと思っておりますし、それから日本だけではなくて、当然、地球全体のことを考えるならば、何か1つのある海を巡ってのフィロソフィーみたいなものが中心にあるはずで、私は本当に不勉強なので今回の諮問の沿岸漁場整備開発法なるものも知りませんので、それに基づいてということになると、何を基準にこれを考えたらいいのか、そもそも私一人に関してはそれがぶれているということもありますので、適切なことは申し上げられませんが、だから種類を重点的にとこう考える場合は非常に広がりを持った問題としてとらえるべきだと思いますが、ここで4ページの藻場とか干潟等の活用とかとちらっと書いてありますが、まさにこういう環境、それから海の中にある小さな岩場とか島とか、そういうものの周辺で最近ダイビングがものすごく盛んになっておりまして、さんごも傷んでおりますし、かつて私のふるさとに帰ってきておりましたうみがめたちももう姿を見せなくなっておりますし、だからこれはあくまでも食料問題としての人間という1つの種類に対する食料、その魚というふうに検討するわけですから、非常に狭い視点で考えるわけなのですが、その非常に狭い視野、視点をもう少し広がりのある議論としてどこかでは話されていると考えてよろしいのでしょうか。すみません。

小野部会長 生態系全体への影響ということを考えていく必要があるという重要な御指摘だと思いますが、コメントがありましたら。

長尾栽培養殖課長 いろいろ御指摘いただいた中に、多分養殖の事例かなと思うようなお話もあったと思うのですが、栽培漁業の考えというのは、基本的にこの中でも書いてございますけれども、いろいろな影響を受けて重要な魚種が相当資源が減少している事例が多々ございます。その中で種苗を天然界に放流することで、もともとあったような

その魚種の生息状況なりに回復するための一助としようということでやっているわけでございまして、栽培漁業によって、そういう意味で言いますと天然の元々の状態に回復させていきたい。そのことはもちろん種苗の放流だけで実現されるわけではございません。あわせて資源管理の徹底とか、さらに委員御指摘のような藻場とか干潟の再生といった取り組みとあわせてなかなか大きな課題で、簡単に達成できる課題ではございませんけれども、そこに向けて栽培漁業も1つの有力な政策のツールとして展開していこうということで、目的とするところは非常に豊かな海、魚が生息する海を目指していくということで、基本的な考え、委員のような生態系への配慮とか、自然の回復、そういったことを念頭に置きながら栽培漁業も進めていかなければいけないと考えております。

小野部会長 どうぞ、野村委員。

野村委員 今の費用負担の問題も含めてなのですが、いろいろな問題で大体同じことだと思っておりますが、負担をする場合に、ただ負荷がかかるというか、負担がかかるだけだと、あるいはこれは規制などもそうなのですが、それは例えば漁業振興全体にとってよくないとか、そういうことになってしまうわけですね。ですから、私は遊漁者の負担の話、あるいはその問題をより徹底的に詰める場合は、例えば漁村振興といったような視点からもっと総合的な、あるいは包括的な対応策をきちんと話し合っておく必要があるのではないかなという気がします。

それから、今の生態系とか豊かな海の問題も、要はほっておいて自然が豊かになるという時代ではありませんでして、経済的にうまくいきながら、つまり自然を豊かにすればするほど経済的に豊かになれるというそういう関係ですね、よく言われる経済と環境の調和に似たような関係を海、あるいは栽培漁業を使って、あるいは海についてもそういうことを実現していくべきだと思うのです。ですから、もっとそういう意味では総合的な対応策を、今回これに盛り込むということではないのですが、これをきっかけにその辺を徹底的に検討してみたらいかがかなというような気がします。

小野部会長 何かありましたら。

長尾栽培養殖課長 資料でもお示しいたしましたが、これまで第1次から4次までの方針をつくってまいりまして、その中でも当初の、いかに栽培漁業、種苗を生産して放流することをふやすかというのがもっぱら中心という視点だったわけですが、今、単に種苗を放流するだけではなく、総合的、全体的な取り組みが必要だということで、今回行っている第4次方針あたりから資源回復計画との連携とか、あるいは海をいろいろ利用している遊漁者の方とかを含めた栽培漁業への取り組みを組織していくとか、あるいはいろいろどうしても広域にわたって回遊するもので、放流する県から例えば隣の県に行って獲られるとか、そういう問題もありますから、関係者を広く集めた協議を行いながら連携して栽培漁業を推進するとか、そういう取り組みというのはまさに求められている点だと思っております。

私も、そういう方向に当然取り組みを強めていかなければいけないと思っておりますし、まだまだ不十分かもしれませんけれども、そうした方向に向けての展開というものを今回お諮りしている方針の中でより具体的に進めていって、委員の御期待にこたえるべく努力したいと考えております。

小野部会長 そのほかに、井上委員。

井上委員 今の野村委員の御発言の中で、漁村振興を含めたということをちょっと言われましたけれども、そういうことを含めた総合的な施策の推進の必要性ということについては私も同感でございます。

それから、この資料に即して申し上げますと、2枚目の第2の「技術の開発に関する事項」、これの(2)の末尾のところでございますが、「医薬品に頼らない飼育管理技術等の開発を推進する」というふうに書いてございます。こういう点は、一言で言えばとても大事ではないかなと思っております。と言いますのは、多少消費者という目で見ただけで、やはり海で獲れる魚の安全性の問題といいますが、そういうことにも関連してくるわけでありまして、これは養殖とか、あるいは水産行政だけではなくて、やはり今世の中の流れが、例えば水資源の開発などということで行きますと、かつては水資源そのものをふやしていくということが大事だったわけですが、最近の流れから行きますと、むしろ安全でおいしい水を飲みたいとか、そういういわば国民の欲求が出てきて、その水資源開発のあり方そのものも今変わりつつあるわけなのですけれども、ややともすると養殖漁業、栽培漁業は生産者を中心とした話に一般的にはなりがちだと思うのですけれども、今申し上げたような安全な魚を食べたいという消費者の欲求というのはこれからさらに強まっていくと思われまますので、今回の基本方針はこれでよしとしても、これからの課題としてはその辺を少しさらに強調していく方向が必要ではないかなと、こんなふうに感じております。

以上です。

小野部会長 安全・安心にも関わる重要な問題ですが、ここに書いてある、ここで言いますと2枚目の「技術の開発に関する事項」の(2)の終わりの方ですけれども、「国、水研センター及び都道府県は連携して、医薬品開発の協力や、医薬品に頼らない飼育管理技術等の開発を推進する」、その点に関して御意見を言われたわけですが、こういう項目は今度新しく載ったのだと思いますけれども、その経緯とか理由とかを含めてコメントしていただければと思います。

長尾栽培養殖課長 御説明申し上げます。

栽培漁業というのは有用な魚介類を放流するというので、これは直接食用となるような食料生産を目指して放流しておりますので、そういう意味で申しますと栽培漁業の魚が安全・安心だという評価を消費者からいただくのは極めて大事だと思っております。基本的には、栽培漁業というのは天然の海域で育ちますので、基本的には安全・安心という意味で申しますと天然魚と変わるところはないと思っておりますけれども、栽培漁業の側の責任として言えば、種苗を人工的に放流するわけですから、放流するまでの段階でしっかり管理をする。できるだけ医薬品に頼らない飼育をするということで取り組みが重要だと思っております。

今回、前回と1つ状況として違いますのは、従来、栽培漁業の推進については財団法人の栽培漁業協会というところが全国的な技術開発を行っておりますけれども、これが私どもの国の研究機関の水研総合センターと統合いたしまして、水研センターという形での栽培漁業の基礎的な技術開発を行う体制ができたわけでございます。その中で、重要な役割の1つとして医薬品の開発に対する支援なり、あるいは適切な飼育管理、これを進めるといことが新たに設立された国の研究機関たる水研総合センターの重要な役割だと考えて

おりまして、このような形で方針の中でもその点を明記したいというふうに考えているところでございます。

小野部会長 ほかに御意見がありましたら、あるいは質問がありましたら。

どうぞ、野村委員。

野村委員 これはこの案そのものの中身を変えろという話ではなくて、これは当然パブリックコメントもしたし、また広く知らしめるということをやると思うのですが、このまま読んでもなかなか普通一般にはなじめないと思うのですね。大体、一般の人は栽培漁業も養殖もさっぱり区別はつかないですし、それからもう一つ、これは全体にちょっと触れてはいるのですが、もう少し分かりやすく、こういったことで供給される魚が食卓にどのような位置付けを持っているか、そのあたりも基本方針とは別に懇切丁寧に知ってもらって、こういう位置付けで、相当重要な位置付けになっていると思うのですが、そういうことを広く知らせていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで一つ、消費者のニーズに対応するという農林水産政策はかなりそういう方向に向いているのですが、次のステップはいかに消費者に分かってもらうか、消費者にプロの側として判断材料を提供して、消費者に正しい食生活なり、正しい選択の方向に向いてもらうかということがこれから重要なテーマだと思いますので、その辺はぜひお願いしたいというふうに思います。

小野部会長 消費者に分かってもらう情報の提供という視点から御意見がありましたら。

長尾栽培養殖課長 まさに私どもはこういう文章ばかり見ていると一番欠けている視点で、御指摘はまことにごもっともだと痛感しております。この方針の中でも、概要の最後にも、第3の「その他重要事項」の中で、(5)のところでは「一般国民への広報活動を行う」と、これもいかにも役所用語でございますけれども、これで終わりではなくて、具体的にではどういうふうに国民の方に分かっていたか、単に方針をつくりましたとこの方針だけを公表すれば終わりではなくて、その内容を消費者、国民の方の理解をいただくような形での紹介の仕方をぜひ考えて、あわせて広報といいますか、御理解いただくような活動につなげていきたい。まさにその方向で努力したいと思っております。

小野部会長 なかなか大変ではないかと思いますが、よろしく。

どうぞ、今野委員。

今野委員 一番最後の6ページに、これからの見通しが書かれておりまして、例えば貝類、ほたてがいとかわび類が平成21年にはこれだけ増産されるという見通しが書いてありまして、これは食料という点から見れば大変好ましいことだと思うのですが、御存じだと思いますが、もうすでに今、ほたてがいとかわび類の貝殻の処理が各地で大変な問題を起こしております、それは処理の方法がなかなか見つからなくて。でも、ある地方のベンチャーがこれを建材、壁土に練り込むことによって、シックハウスを健康ハウスにできるという研究をしたり、いろいろなことをやっておりますし、またこれまでの焼却炉とは全然違うコンセプトで生まれたそういうものの処理の技術といいますか、そういうものもあるベンチャーによって生まれております。だから、先ほどのようにこういう可能性というか、夢を知らせるだけではなくて、こういう夢を実現する過程で、我々はこういう課題に取り組まなければいけないのだということもあわせて国民に広く、正しく広報してい

ただければ、そういうものこそ我々ベンチャーの、ニュービジネスのネタにもなるし、それを克服しながらいろいろな地域に小さなニュービジネスの可能性も生んでいくし、いろいろなよさもあるわけですから、国だけがその問題を考えるのではなくて、そういう問題こそ広く広報してもらいたいと思っております。そして、そういうベンチャーたちのすばらしい技術を、日本という国は大手の企業が提案してくると聞く耳を持つのですけれども、ベンチャーの言うことはいかがわしいということではなかなか聞く耳を持たないということで我々日本のベンチャーは大変苦労していますが、そういう考え方も少し変えて、今もう地方の時代ですから、それから中小企業の時代、ベンチャーの時代でもありますから、ぜひそういうところにも熱いまなざしを向けていただければ、いろいろな問題が総合的に解決していくと思っておりますので、その辺もよろしくお願いします。

小野部会長 廃棄物の処理ですか、それでベンチャーの活動ということですが。

長尾裁培養殖課長 ほたてがいはいわば栽培漁業の優等生といいますか、商業的にも非常に確立をして大きな生産を上げているわけですが、その際に御指摘のように貝殻が大量に発生するわけで、その処理はいろいろ頭を悩めている問題であります。私どもも例えば公共事業等にこれを活用するとか、いろいろな形で活用もすでに試みておりますし、実施もしておりますけれども、まさにいろいろな提案をいただきながら、単にお金をかけて処分するとかいうことではなくて、これを活用できれば非常にいろいろな意味で効果が大きいわけでございまして、大量に発生する貝殻の処理というのは、例えば1つの大きな栽培漁業推進に当たって留意すべき点だというふうに考えております。そういう点も、できるだけ民間の知恵をいただくようなことも念頭に進めていきたいと考えております。

今野委員 一言どこかに触れておいてください。

小野部会長 そのほかに、西橋委員。

西橋委員 一番こういう問題というのですか、新しい技術に対しては生態系への配慮というのが最も大事なことだと思います。そして、この5ページの(5)番目の「栽培漁業への外来生物の導入について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」ということが書いてあるのですが、その法律というのはどういうふうな法律なのでしょうか、教えてください。

小野部会長 お願いします。

長尾裁培養殖課長 お答え申し上げます。

外来生物がいろいろと国内に入ってきているわけですが、そのうちの幾つかのものが在来種に影響を及ぼすということで大きな問題となってきておまして、例えば魚の関係ですと、ブラックバスとか、あるいはブルーギルとかいった魚が天然界でも非常に繁殖をして問題になっている例がございます。それから、植物の方でも外来植物によって日本の在来の植物が駆逐されるというような例もございます。このために、外来種を「特定外来生物」ということで、特に被害、あるいは生態系への影響が大きい生物というものを特定をいたしまして、この特定された種については国内への持ち込みの規制や、あるいはすでに持ち込まれたものについては防除を進めていくということを法律として制定したわけがございます。現在、具体的な規制の対象とする種の選定作業を政府全体で進めているわけですが、その精神とするところは、できるだけ日本の在来の生態系を守っていこうという考えでございまして、私どもそういう背景を踏まえますと、栽培漁業

というのはもともと豊かな魚の資源の状態を回復しようという取り組みでございますから、外来種を積極的に公共の天然の水域に放流をするということは差し控えるべきだということで、こういう方針を打ち出していきたくて考えております。

小野部会長 そのほかに御意見、御質問はございますか……。

かなり活発な意見が出たと思うのですが、この辺で議論を終えてもよろしいでしょうか。特にあれば言っていたら構わないと思いますが、よろしいでしょうか……。

(3) 答 申

小野部会長 それでは、ここに諮問のありました「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(案)」につきましては、基本方針(案)を妥当と認めるという答申をしてよろしいでしょうか。

特に異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、諮問につきましては「基本方針(案)は妥当と認める」との答申をしたいと思っております。

それでは、事務局の方は手続をよろしくお願いします。

それから、また今日いろいろ御意見が出ましたけれども、その御意見は基本方針(案)のこの趣旨の範囲内で字句の修正等があり得るということをお了解ください。その字句の修正につきましては、私、企画部会長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野部会長 それでは、なるべくこの意見を酌んでいただきまして、必要な修正をしてください。

長尾栽培養殖課長 答申いただきまして、どうもありがとうございます。

いろいろと貴重な意見、大変活発な意見をいただきまして、ありがとうございます。いろいろな意見の趣旨を踏まえながら、今後、栽培漁業の推進に努めてまいりたいと考えております。

どうか会長を初め委員の皆様、これからも栽培漁業を温かく、厳しく御意見、御叱正等をいただければありがたいと思っております。

本当にありがとうございました。

4. そ の 他

小野部会長 予定した議事は以上で終わりましたが、特にほかにございますか。

どうぞ。

野村委員 今、我々にとって魚とか海というのは非常に、国民全般に身近で、かつ重要な関わりがあるのですが、消費者と魚の関わり、あるいは海の関わりというのはその中間のパイプが非常に薄いというか、例えば私が魚を買おうと思っても、パックに入ったもの

を何とか表示を頼りに買うという、そういうことしか、それ以外の方法が今なかなか見つからないのです。農産物などは結構今産直とかいろいろな形でかなり活発に動いているのですけれども、場合によっては私は魚というのはそれ以上になじみのあるものだと思うのですが、その生産者と消費者の距離、あるいはルート、これをもっと多様なものにしていただきたい。

それからもう一つは、先ほども申し上げたのですが、消費者のニーズをつかむというのは大事なことなのですが、もう一つは、生産者から、供給者から消費者に海とか漁場とか魚、こういったもの、あるいは漁村といったものの情報をどんどん発信して、それで消費者の選択、あるいはニーズの形成、これに寄与するような対応、こういう政策を水産庁としても大いに取り組んでいただきたいというふうに私は思います。

ぜひ最後にそれをひとつお願いしたいと思います。

小野部会長 貴重な御指摘ですけれども、どなたか。

中前増殖推進部長 今のお話で栽培漁業からちょっと離れた話にもなりますけれども、今おっしゃるおり、全くごもっともでございまして、これだけ情報のツールが発達している時代でございますから、幾らでも手段はあるわけです。つまり、やるそういうきっかけをつくっていくということで、1つだけ最近の事例を御紹介したいのですけれども、携帯電話は皆さんお持ちなのですから、カメラ付きの携帯で、一種のバーコードといいますが、点々がたくさん打たれた四角いもの、そういうものが読み取れるのですけれども、それを末端の商品につけて、それをそこで携帯で見れば、私も実際に見たのですけれども、生産者の顔とか、どこで獲った魚だとか、カラーのそういう図柄でいろいろな情報が出てくる。そういう実験事業を今やっております。これは1つの取り組みですけれども、今申し上げましたように、今の情報のメディアの多様なものをより活用できるように、今おっしゃったような御趣旨を踏まえまして水産庁全体としても取り組んでまいりたいとこんなふうに思っておりますので、御報告いたします。

宮原委員 審議は終わったわけですので、特にゴチャゴチャ申し上げませんが、3ページのところでちょっと教えていただきたいのですが、3ページの一番上の「特に」というパラグラフのところで、「経費の低減に努める」というのは、これは今言うあれではないのですが、本来なら「合理化」ぐらいにしていくべきではないのでしょうか。財務省から厳しいあれがあったのでしょうか。その辺、教えてください。

小野部会長 3ページ……。

宮原委員 本文の中で3ページに「特に」というのが上の方にあるのですが、そこ、ちょっと今気がついたのですが。

小野部会長 本文ですね。これは……。

長尾栽培養殖課長 この「経費の低減」というのは、委員御懸念のような予算を減らせとかそういう意味ではなくて、まさに生産するコストを下げると、それによって同じ経費でもより有効に、より多くの種苗をつくれる、そういう趣旨でございまして、特に財務省からこれを書けとかいうことで書いたわけでもございせんし、むしろ栽培漁業全体を進めるために、コストは下げながら拡充していこうという方向の考えでございまして。

宮原委員 それならいいです。

小野部会長 御了解ください。

ほかにございますか。

西橋委員 1つ。

小野部会長 はい。

西橋委員 「栽培漁業」という意味そのものが、私たち一般の消費者にとっては、栽培漁業イコール養殖になってしまうのですね。消費者にもっと栽培漁業の大切さ、有効性、養殖漁業との違いというものをひとつ何かの形ででも教えていただけたらと思いますが。

小野部会長 それはどこかに注記した方がいいのではないですか、本当に。

長尾栽培養殖課長 おっしゃるように、この方針をただこのまま載せて終わりではなくて、いろいろ野村委員からも御指摘をいただきましたし、今も御指摘いただいたように「栽培漁業とは」というところから始めないととても御理解いただけないという、その点も含めて、公表の仕方をいろいろ工夫してまいりたいと思っております。

西橋委員 よろしくをお願いします。

小野部会長 そろそろよろしいでしょうか……。別にまだ時間はあるのですが。

野村委員 一言。

小野部会長 どうぞ。

野村委員 私も今野委員と同じように釣りをやるのですけれども、船に乗って海釣りですがね。それも一つ、海や魚や漁村になじむ我々の手段なのですけれども、腰越のあたりだと思うのですが、朝、えらい賑わっているのですね、休日の朝、早朝から。何かなと思ってちょっと見てみましたら、どうも漁船が雑魚をたくさん獲ってきて、それをそこで一般の消費者に売っているのですね。これが大変な賑わいなのですね。ああいう場面はまたもう一つ、まあ安易と言えば安易なのですが、海とか魚とか自然に触れる機会であるわけですね。ところが、そういうものを知っている人は日本の国民に余りないと思うのですね。だけれども、それは日本では至るところでそういう展開が可能になるわけですね。ですから、私は例えばさっきITの問題が出ましたけれども、携帯で、例えばそういう漁村における雑魚の販売だけではなくて、いろいろな観光資源、こういうもののデータベース化とか、そういったことにも、JFも含めて取り組んでいったら、これは国民の生活も非常に豊かなものになるのではないかというふうにかねがね思っていて、そういうこともひとつ何らかの形で取り組んでいただければというふうに思ってさっき申し上げたわけです。

小野部会長 分かりました。水産行政全般に対する御意見だと思いますが、これぐらいでよろしいでしょうか……。

それでは、今日は活発な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

答 申 書

16水審第29号
平成17年2月23日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

水産政策審議会
会 長 小野 征 一 郎

平成17年2月23日(水)に開催された水産政策審議会第8回企画部会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第80号 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」(案)について